

## 瀬戸市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業保健指導業務仕様書

### 1 委託業務名

瀬戸市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業保健指導業務

### 2 目的

糖尿病患者の重症化を予防する取り組みを全国に広げることを目的とし、厚生労働省が日本医師会、日本糖尿病対策推進会議と「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」を締結したことを受け、瀬戸市においても、糖尿病性腎症の重症化による透析治療を遅らせることを目的とした取り組みが求められている。

そういった背景のなか、本業務は、糖尿病性腎症の患者に対し、通院先の医療機関と連携しながら、患者自らの自己管理を促すことでQOLを高め、糖尿病性腎症の重症化を遅らせることを目的とし、糖尿病性腎症重症化予防事業における保健指導を行うこととする。

### 3 履行期間

契約確定日から令和9年3月31日

### 4 対象者

瀬戸市の国民健康保険加入者で40歳以上の者のうち下記の(1)～(4)すべてに該当する者。

- (1) 糖尿病治療中
- (2) HbA1c6.5%以上
- (3) eGFR30 L/min/1.73 m<sup>2</sup>以上 eGFR 60 L/min/1.73 m<sup>2</sup>未満もしくは、eGFRが30mL/min/1.73 m<sup>2</sup>以上かつ、尿蛋白±以上
- (4) 医師が必要と認め、本人の同意が得られる

### 5 実施方法

#### (1) 実施体制

実施にあたっては、「瀬戸市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第4期計画）」、「瀬戸市国民健康保険データヘルス計画（第3期計画）」、日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚生労働省による「糖尿病性腎症重症化予防プログラム(令和6年3月28日改訂)」及び「愛知県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（以下「手引き等」という。）に準ずるものとする。手引き等で規定する専門領域のスタッフが運営する。

#### (2) 参加負担金

参加者から負担金の徴収はしない。

### 6 業務内容

発注者が抽出し参加希望があった保健指導対象者への糖尿病性腎症重症化予防保健指導のためのプログラム（以下「プログラム」という。）の作成、実施、及び支援の評価を行う。

#### (1) 参加勧奨の支援

ア 保健指導趣旨説明のチラシを作成し、発注者へ納品する。データ納品に加え、印刷したチラシを納品すること。納品数は候補者見込みに予備10部を含めた数とする。なお、納品時期は7月中

旬とする。チラシの内容、詳細な納品時期については発注者と協議の上、作成すること。

イ 発注者は受注者より納品された上記アのチラシを用いて保健指導候補者への発送や参加勧奨を行う。また本事業の参加を希望する者と「参加同意書」、かかりつけ医と「糖尿病性腎症予防のための保健指導情報提供書」等（以下、「保健指導対象者情報」という。）のやりとりを行い、これらの書式を受注者へ送付する。受注者は、発注者より提供を受けた保健指導対象者情報を基に、保健指導に必要な項目をデータ入力し、保健指導対象者リスト（確定版）を作成する。当該リストは、氏名、フリガナ、電話番号、性別、生年月日、郵便番号、住所、連絡希望時間帯、検査データ、主治医名、医療機関名、医療機関住所等を盛り込んだ内容とする。なお、個人データを含む文書については、本人が特定できる情報（氏名、住所、電話番号等）を含む場合、必ず簡易書留など安全な方法で郵送を行うこと。電子メールを用いる際には、本人を特定できる情報は送信時に必ず書き換え、特定できない形にすること。

ウ 委託事業において面談時にICTを活用する場合、すべての参加者がその利便性を享受できるよう、必要とする参加者に対してICTの機器に関する説明を実施すること。説明について実施方法は問わないが、受注者と協議の上、保健指導対象者が、ICT技術を的確に使用できるよう支援すること。

## (2) プログラムの実施

保健指導対象者が確定後、面談日等が決まれば順次保健指導を開始する。なお、本業務に係る保健指導対象者の自己負担額は無料とし、医療機関に対する文書作成料は発注者が負担する。保健指導の実施については以下のとおりとする。

ア 保健指導実施期間は6か月程度とし、毎月最低1回の支援を実施するが、個々の状況に応じて実施回数や支援プログラムを変更することも可能とする。

イ 実施回数の基準は全8回とする。実施方法は面談（オンラインを含む）、電話とする。ただし面談（オンラインを含む）を2回以上含むものとする。保健指導対象者への指導を通じて、受注者が必要と判断した場合は、発注者と相談のうえ、実施回数を変更することができる。

ウ 面談（オンラインを含む）の場所は発注者の管理施設等とし、発注者より無償で提供するものとする。なお、受注者において市民の利便性を考慮した会場が準備できる場合は、協議の上決定する。

エ 保健指導対象者がオンラインによる面談を希望した場合は発注者と相談のうえ、オンライン面談を実施できるものとする。オンライン面談は保健指導対象者が自宅等で機材を用意するか、器材を用意できない場合は発注者が準備した会場及び機材にてオンライン面談を実施する。なお受注者が準備する場合はこの限りでないが、発注者へ無償で貸し出すこととする。

オ 主な指導内容は、主治医が記入した「糖尿病性腎症予防のための保健指導情報提供書」に沿った食事指導、運動指導、服薬指導に加え、ストレスマネジメント、血糖管理及びフットケア等とする。糖尿病性腎症患者においては、たんぱく質の調整及びカリウム制限等の指導も含むものとする。

カ 自己管理手帳等を保健指導の教材として使用する。

キ 保健指導対象者が提出した検査結果等により指導対象外となった場合は、その対応については発注者と受注者が協議のうえ決定する。ただし、認知機能障害や身体機能障害、視覚・聴覚障害等により意思疎通が困難なものにおいては、主たる介護者（家族等）がおり、主治医がプログラム可能と判断したものは対象とすることがある。

ク 各保健指導対象者への月々の保健指導の実施状況については、各主治医に対して、保健指導実施月の翌月に指導内容を書面にて報告することとする。内容について発注者に確認を取った上で、受注者より医療機関に送付する。なお報告書は原則「様式3 保健指導結果報告書（別紙2）」を

使用するが、受注者による報告様式がある場合は協議の上決定する。

ケ 受注者は、発注者に対して、保健指導の実施状況及び結果を報告書としてまとめ、全業務完了後から2か月以内に最終報告書（1回）を提出する。

(3) 保健指導を実施する人数は参加同意書等を提出した者で下記のとおりである。

ア 瀬戸市国民健康保険：20人（候補者見込数：約350人）

## 7 成果品の納品

次のものを成果品として提出すること。

- (1) 保健指導対象者リスト（Excel形式）
- (2) 月々の保健指導実施報告書（PDF形式）
- (3) 最終報告書（A4版カラー刷り印刷製本（1部）、及びPDF形式）

## 8 委託業者の条件

- (1) 市町村国民健康保険に加入している者を対象とした糖尿病性腎症等重症化予防（人工透析予防）に係る6か月間の保健指導業務（医療機関受診勧奨業務は除く）について、受託実績があること。
- (2) 保健医療福祉分野のプライバシーマークやJAPHICマーク等の個人情報保護に関する認証を得ていること。
- (3) 保健指導を担当する指導員は、糖尿病及び慢性腎臓病の病態や治療方法等の専門的な知識・技術を取得した、保健師・看護師等が行うものとする。

## 9 個人情報の取り扱い

業務の履行にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月27日 厚生労働省）の周知徹底を図るとともに、発注者の個人情報の保護管理に万全を期すため、受注者内に個人情報保護管理規程を定めるものとする。

## 10 事故等への対応

事業内の事故や苦情等が発生した場合は、発注者に速やかに報告し、内容と対応策を記録し提出すること。

## 11 その他

標準参加者数は20人とし、単価契約とする。見積書には内訳を添付すること。

その他業務等の際し、状況に応じて協議すること。

## 糖尿病性腎症保健指導実施報告書

年 月 日

医療機関名

医師

様

瀬戸市 国保年金課・健康課

尾張旭市 保険医療課・健康課

下記のとおり指導いたしましたので報告いたします。

氏名		生年月日		男・女
住所			電話番号	
保健指導年月日： 年 月 日				
<保健指導内容>				
担当課		電話番号		担当者名